

大田市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第26号

大田市建築基準法の施行に関する規則の一部を改正する規則

大田市建築基準法の施行に関する規則（平成17年大田市規則第137号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第4条第1項中「建築主事に」を「建築主事等に」に改める。

第5条中「建築主事」を「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定確認検査機関は、前項の工事取りやめ届を受理したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第6条第2項ただし書中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第7条第1項中「建築主事」を「建築主事等又は確認を受ける指定確認検査機関」に改め、同条第2項及び第3項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定確認検査機関は、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は前項の報告書を受理したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第8条中「すべて」を「全て」に、「建築主事」を「建築主事等又は指定確認検査機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受

けたものの工事監理者は、省エネ基準工事監理状況報告書（様式第4号の5）を完了検査申請書に添えて、建築主事等に提出しなければならない。

第9条第1項中「（様式第5号の2）」を削り、「様式第5号の3」を「様式第5号の2」に改め、同条第2項中「様式第5号の4」を「様式第5号の3」に改め、同条第3項中「様式第5号の5」を「様式第5号の4」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、前項の届出を受けた場合において、現地を検査し、政令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合すると認めるときは、省令第10条に定める事項を公告するとともに、道路位置指定（変更・廃止）通知書（様式第5号の5）により申請者に通知するものとする。

第10条第3項中「法第85条第3項又は第4項」を「省令第10条の4第1項」に改め、同条第4項中「これら」を「第3条及び第4条」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、「市長」との次に「、第5条中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「市長」と」を加える。

第10条の2第4項前段中「、第4条及び第5条」を「及び第4条」に改め、同項中「「建築主事」とあるのは「市長」と」を「「建築主事等」とあるのは「市長」と、第5条中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「市長」と」に改め、同条を第10条の3とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請に係る添付図書等）

第10条の2 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請する場合における省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

（1） 省令第10条の3第1項第1号に規定する道である場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。

-)
- イ 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあつては位置、延長及び幅員）を明示すること。）
-)
- ウ 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）
- エ 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）
- オ 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (2) 省令第10条の3第1項第2号に規定する道である場合 次に掲げる図書
- ア 前号アからオまでに掲げる図書
- イ 道の敷地に係る土地の登記事項証明書（地番及び権利者が明示されていること。）
- ウ 道の敷地に係る土地の公図の写し（地番が明示されていること。）
- エ 擁壁等の安定計算書（採用した計算規準、設計条件及び安定計算の結果を明示すること。）
- オ 2次製品の仕様書（使用する製品が明示されていること。）
- カ 計画平面図（縮尺、方位、道の範囲の境界の位置、境界の標示方法（側溝、縁石、境界杭、鋸、プレート等）、道の範囲の丈量図、道の幅員、延長及び隅切形状、回転広場の位置、形状及び間隔、道の周辺の土地利用計画（住宅の区割図及び面積）、県条例第4条に規定する崖付近の建築物に係る適合性（周辺の土地の利用範囲を含む。）、擁壁の位置及び構造、道が接続する道路の路線名及び有効幅員、道、道が接続する道路及び周辺

の土地利用の部分の高さ並びに排水計画を明示すること。)

キ 地籍測量図（道の範囲の全体及び地番ごとの面積が明示されていること。）

ク 標準断面図（道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配並びに舗装構成、側溝及び道の境界線を明示すること。）

ケ 横断図（道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配並びに路面の勾配を明示すること。）

コ 縦断図（道の延長及び勾配並びに回転広場の間隔を明示すること。）

サ 擁壁等の構造図（擁壁の寸法及び構造を明示すること。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか他の図書の提出を求めることができる。

3 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（省令第48号様式）の提出部数は、正本1通及び副本3通とする。

4 第3条、第4条及び第5条までの規定は、省令第10条の4の2第1項の認定関係規定による認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更のあったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取り止めたときの手続について準用する。この場合において、第3条及び第4条の規定中「建築主事等」とあるのは「市長」と、第5条の規定中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

（全体計画認定の申請書等の提出部数）

第12条の2 省令第10条の23第1項に規定する全体計画認定申請書及び省令第10条の24第1項に規定する全体計画変更認定申請書は、正本1通及び副本2通を提出しなければならない。

第13条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第4号の4の次に次の1様式を加える。

様式第4号の5(第8条関係)

省エネ基準工事監理状況報告書							
					年	月	日
建築主事又は建築副主事		様		工事監理者		住所	
				氏名			
				()建築士 ()登録第		号	
				()建築士事務所()登録第		号	
				電話()		—	
次のとおり工事監理状況を報告します。							
1	建築主の住所氏名	住所 氏名					
2	建築物の名称及び所在地	名称 所在地					
3	工事施工者の住所氏名	住所 氏名					
4	建築物の用途及び構造	用途 構造					
5	確認年月日及び番号	年 月 日 第 号					
6	省エネ適合判定 年月日及び番号	年 月 日 第 号					
7	非住宅部分の エネルギー消費性能	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準					
8	委託を受けた 工事監理の期間						
9	工事監理の状況	別紙のとおり					
※受付 欄		※決裁 欄		※処理 欄			

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 工事監理者が2人以上のときは、報告者は代表となる工事監理者とする。
- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。
- 4 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）のことをいう。
- 5 7欄は、該当するチェックボックスに、「✓」を記入すること。
- 6 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、8欄は、工事監理の予定期間を記入すること。
- 7 9欄の別紙は、任意の様式にて提出すること。

様式第 5 号の 2 を削り、様式第 5 号の 3 を様式第 5 号の 2 とし、様式第 5 号の 4 を様式第 5 号の 3 とし、様式第 5 号の 5 を様式第 5 号の 4 とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号の5(第9条関係)

道路位置指定(変更・廃止)通知書								
							年 月 日	
様							大田市長 印	
この申請の道路は指定(変更・廃止)したから通知します。								
1 申請者住所氏名		電話() ー						
2 道路 の 位 置	ア 用途地域	地域		ウ その他の区域・地域・地区				
	イ 防火地域	地域		エ 都市計画関係		有・無		
	オ 地名・地番	地目	面積		土地関係有権者		建築物(工作物)関係有権者	
				m ²	所有者	借主	所有者	借主
				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
3 道 路	ア 道路番号	イ 幅員	ウ 延長		エ 道路標示方法			
		m	m					
		m	m					
		m	m					
4 工事着手(予定)の日	年 月 日			5 工事完了(予定)の日	年 月 日			
※備考								
※ 指定番号	第 号			※ 指定年月日	年 月 日			

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第 5 号の 6 及び様式第 5 号の 7 中「第 1 0 条の 2」を「第 1 0 条の 3」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。